

東京圏から妙高市へ移住して 就職・テレワーク・起業 された子育て世帯に 支援金を交付します！

一世帯

50万円



対象者

①【移住元】次のいずれかの方

- ・直前の10年間のうち、通算5年以上、東京都（原則23区除く）、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、法に定める条件不利地域を除く地域に在住していたこと。
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏に在住していたこと。
- ・申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が移住元及び申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。

②【移住先】

- ・妙高市に転入後、申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも1年以内に申請すること。
- ・申請後5年以上継続して妙高市内に居住する意思があること。
- ・申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が移住元及び申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること。
- ・申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和6年4月1日以降に、転入したこと

③【助成要件】

就業の場合：新潟県が運営する就職マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」

(<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>) に移住支援金の対象として求人情報を掲載する法人に新規就業した方。

起業の場合：新潟県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方。

テレワークの場合：東京23区で働き、移住後も引き続きテレワークにて仕事を続ける方、かつ、自らの意思で移住する方。（転勤での移住は対象外）

問合わせ

新潟県妙高市 地域共生課 移住定住推進係（〒944-8686 新潟県妙高市栄町5-1）

電話：0255-74-0064（直通）

メール：chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp

提出書類

《共通》

- ・ 妙高市子育て世帯移住支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 写真付き身分証明書の写し
- ・ 移住元の住民票除票の写し（世帯員分を含む。）

《就業の場合》

- ・ 就業企業等の就業証明書（様式第2号）

《起業の場合》

- ・ 起業支援金の交付決定通知書の写し

《テレワークの場合》

- ・ テレワーク先企業からのテレワーク証明書（様式第3号）

《雇用される立場で東京23区を除く、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、法に定める条件不利地域を除く地域に通勤していた場合》

- ・ 勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

《個人事業主等の場合》

- ・ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ・ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を証明できる書類）

移住支援金に関する注意事項

次のいずれかに該当する場合、支援金を返還いただきます。

〔全額返還〕

- ・ 虚偽の申請を行っていた場合
- ・ 移住支援金の申請日から3年未満に妙高市から転出した場合
- ・ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ・ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

〔半額返還〕

- ・ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に妙高市から転出した場合

問合わせ

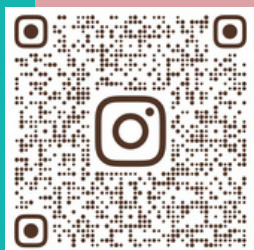
新潟県妙高市

地域共生課

移住定住推進係

公式Instagram

@MYOKO.IJYU.OFFICIAL



妙高市公式LINE

☆妙高市

